

江上町市有地売却 事業提案型公募に向けた対話

質問および回答

	質 問	回 答
1	募集条件（骨子）の中の3(2)評価の考え方（案）に記載されている例で挙げられている「一定規模以上の公園・広場機能の確保」は提案にあたって最低限必要な条件なんでしょうか？ 自由提案で一定以上の公園を確保したら加点されるものなんでしょうか？ ご教示ください。	「一定規模以上の公園・広場機能の確保」については、現時点では必要な募集条件とする予定ですが、加点方法を含め具体的な内容については、今回の対話結果も踏まえ決定する予定です。
2	「一定規模以上の公園・広場機能」とは何㎡以上でしょうか？	開発事業等におけるまちづくりに関する条例など法令上の基準のほか、今回の対話結果も踏まえ決定する予定です。
3	「事業提案の内容に対する評価点」と「価格点」の評価ウエイトとしてどちらの比重が高いでしょうか？	募集条件（骨子）の3（2）評価の考え方（案）にも記載していますが、配点は価格点を重視したうえで、今回の対話結果を踏まえ決定する予定です。
4	開発事業等におけるまちづくりに関する条例により設置される公園は西宮市に帰属となりますか。 市として公園整備の最小面積を設定される予定ですか。 土地売却で公園部分の減額を想定されていますか。	同条例の規定に基づき設置された公園は本市へ帰属していただきます。 なお、公園整備の最小面積については上記2の回答をご参照ください。 また、土地の売却にあたって公園部分の面積に相当する価格を減額することはありません。
5	対象地の26-1番（江上庁舎跡地）と29番（市営江上町住宅跡地）を個別に施設計画することは可能ですか。	可能です。 ただし、開発事業等におけるまちづくりに関する条例上の取扱いは、同条例第3条及び同条例施行規則第4条の規定を確認してください。
6	保健所跡地の土壌汚染調査結果を開示いただくことは可能でしょうか。	今回の対話にエントリーされた事業者のうち、希望される事業者に関係資料を開示することは可能です。 ※別途、申請手続きが必要となりますが、具体的な手続きについては対話の予約・受付完了後、改めてエントリーされた事業者に連絡させていただきます。